



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第38号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 5

**告 示**

**島根県告示第181号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市美保関町森山1534番2地先から同番1地先まで	前	メートル 7.53～11.11	メートル 16.94	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.54～19.30	16.94	
県 道	草野横田線	安来市伯太町草野78番8地先から同92番6地先まで	前	A	4.00～8.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 起点変更
		安来市伯太町草野78番8地先から同87番6地先まで		B	8.45～47.00	
		安来市伯太町草野84番地先から同87番6地先まで	後 B	8.45～33.50	131.00	
"	"	安来市広瀬町東比田1316番1地先から同1333番5地先まで	前	A	4.00～9.50	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	14.50～76.00	
			後 B	14.50～76.00	159.00	
"	"	安来市広瀬町東比田1346番10地先から同町梶福留928番1地先まで	前	A	4.00～54.50	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	11.00～60.00	
			後 B	11.00～60.00	1,390.50	

"	本山伯太線	安来市伯太町上小竹891番3地先から同766番3地先まで	前 A	4.00～ 30.00	78.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	8.00～ 21.50	90.00	
			後 B	8.00～ 21.50	90.00	
"	"	安来市伯太町上小竹570番1地先から同581番地先まで	前	22.50～ 40.50	56.00	減幅 市道移管
			後	19.50～ 35.00	56.00	
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町小馬木1320番1地先から同1319番1地先まで	前	10.00～ 12.60	120.00	交通安全工事 拡幅 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
			後	10.30～ 15.00	120.00	
"	"	仁多郡奥出雲町三成755番1地先から同735番13地先まで	前	9.00～ 18.90	187.60	交通安全工事 拡幅
			後	9.60～ 37.00	187.60	
"	大田桜江線	大田市祖式町字甲屋1476番地先から同町字下行原1481番地先まで	前 A	6.00～ 10.00	180.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 県央県土整備事務所大田事業所
			前 B	11.70～ 37.70	120.00	
			後 B	11.70～ 37.70	120.00	
"	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町湯里1300番6地先から同1637番7地先まで	前 A	2.80～ 33.00	301.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 減幅 国道との管理境界決定
			前 B	8.10～ 51.00	190.00	
			後 B	8.10～ 40.00	187.00	

"	田所国府線	浜田市下有福町70番5地先から同市大金町口389番4地先まで	前 A	11.00～ 15.93	154.24	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置
			後 A	11.00～ 15.93	154.24		
			B	8.00～ 18.99	170.58		
"	美都匹見線	益田市美都町山本イ1493番2地先から同番1地先まで	前	11.20～ 12.20	13.10	益田県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	14.90～ 16.70	13.10		
"	"	益田市美都町山本イ1495番2地先から同地先まで	前	5.60～ 5.70	8.10	益田県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	9.10	8.10		

## 島根県告示第182号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町森山1534番2地先から同番1地先まで	メートル 16.94	平成26年 3月28日	松江県土整備事務所	
県道	出雲路自転車道線	出雲市灘分町1874番地先から同町1982番地先まで	464.00	平成26年 3月28日	出雲県土整備事務所	
〃	田所国府線	浜田市下有福町70番5地先から同市大金町口389番4地先まで	170.58	平成26年 3月28日	浜田県土整備事務所	
〃	美都匹見線	益田市美都町山本イ1493番2地先から同番1地先まで	13.10	平成26年 3月28日	益田県土整備事務所	
〃	〃	益田市美都町山本イ1495番2地先から同地先まで	8.10	平成26年 3月28日		
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町都万3615番5地先から同3583番4地先まで	221.30	平成26年 3月28日	隠岐支庁県土整備局	